

羽咋市難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資する事を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費及び耐用年数経過後に補聴器を更新する経費をいう。

(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。

(助成対象児)

第3条 この事業の助成対象は次の要件を全て満たす児童（以下「助成対象児」という。）とする。

(1) 助成対象児が羽咋市内に住所を有すること。

(2) 申請日において、0歳から18歳未満であること。

(3) 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。

(4) 補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師（身体障害者福祉法第15条に規定する医師が望ましい。）から、補聴器の装用が必要であると判断された者。

(助成対象から除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

(1) 対象児の保護者と対象児の保護者の属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、助成金の交付申請のあった月の属する年度（助成金の交付申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が46万円以上である場合。

(2) 対象児が他の法令等に基づき補聴器購入費等の助成等を受けることができる場合。

(助成対象補聴器)

第5条 補聴器助成の対象となる補聴器の名称、1台当たりの助成限度額及び耐用年数は別表1のとおりとする。

2 補聴器給付の対象とする補聴器の台数は、1台とする。補聴器は、装用効果の高い側の方耳分への補助を原則とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、両耳分として2台補助できる。

(助成額)

第6条 補聴器の支給の額は、別表1に定める助成限度額に別表2に該当する助成額を乗じた額とする。ただし、現に補聴器の購入に要した費用の額が別表1に定める助成限度額に満たないときは、当該費用の額に別表2の助成額を乗じた額とする。

2 前項の支給額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする児童の保護者等（以下「申請者」という。）は、羽咋市難聴児補聴器購入助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次ぎに掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による指定医師が、助成対象児の聴力検査を実施し、交付した羽咋市難聴児補聴器購入助成意見書（様式第2号）

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器等の見積書

(3) 助成を受けようとする助成対象児の属する世帯全員の課税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の助成対象児の属する世帯全員の課税証明書について、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は提出を要しない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書類の内容について、羽咋市難聴児補聴器購入助成意見書の内容を踏まえ、審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成を行うことを決定した場合は、羽咋市難聴児補聴器購入助成決定通知書（様式第3号）及び羽咋市難聴児補聴器購入助成券（様式第4号）を、却下することを決定した場合は、羽咋市難聴児補聴器購入助成却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

（助成の制限）

第9条 市長は、申請者及び申請者の属する世帯で、市税又は市に納付すべき負担金等を滞納している者がいる場合は、原則として助成をおこなわないものとする。

（補聴器等の購入）

第10条 申請者は前条の規定による助成決定後速やかに、羽咋市難聴児補聴器購入助成決定通知書に記載された補聴器販売業者において、補聴器等を購入するものとする。

（代理受領）

第11条 市は、交付決定者の利便性を考慮し、交付決定者に支給する額の範囲内において、助成金を交付決定者の代わりに補聴器販売業者に支払うことができる。

2 前項の規定により助成金を支払う場合は、市は交付決定者に対し、交付決定通知書のほか羽咋市難聴児補聴器購入助成事業助成券（様式第4号。以下「支給券」という。）を発行するものとする。この場合において、交付決定者は、速やかに販売業者に対し、代理受領に係る羽咋市難聴児補聴器購入助成支払請求書兼委任状（様式第6号。以下「委任状」という。）及び支給券を引き渡すとともに自己負担額を支払い、補聴器を購入し、販売業者は、委任状に支給券を添えて、市に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

別表

項目	名 称	助成限度額	補聴器に含まれるもの	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	34,200円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 耳あて（イヤモールド：必要とする場合）	5年
	耳かけ型	43,900円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
	耳穴型（レディメイト）	87,000円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 平面レンズ	
	骨導式ポケット型	70,100円	① 補聴器本体（電池を含む）	
	骨導式眼鏡型	120,000円	② 平面レンズ	
	耳穴型（オーディメイト）	137,000円	① 補聴器本体（電池を含む）	
	FM補聴システム（一式）	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）における別表の2修理基準」に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算	① 送信機（充電池を含む） ② 受信機	

注1 基準額は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。

身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）における別表の2修理基準」（以下、修理基準の表という。）に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

ダンパー入りフックとした場合は240円増しとすること。

平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

FM型受信機、オーディオシャー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

注2 購入及び更新における基準額は、業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、基準額の100分の106に相当する額とする。

また、修理における基準額は、修理基準の表に掲げる価格の100分の106に相当する額とする。ただし、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換については、100分の110に相当する額とする。

算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

別表2（第6条関係）

世帯区分	助成額
生活保護世帯	10分の10
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯	10分の9